

## 東京都養育家庭等自立援助事業補助要綱

平成25年 1月24日24福保子育第1762号  
一部改正 平成25年12月27日25福保子育第1488号

### (目的)

第1 この補助金は、東京都養育家庭自立援助事業実施要綱（平成25年12月19日付25福保子育第1487号。以下「実施要綱」という。）に基づき、養育家庭、ファミリーホーム、既に認定を取消された養育家庭及び、既に廃止したファミリーホーム（以下「養育家庭等」という。）による措置解除後の児童に対する継続的な相談援助などに係る経費の一部を補助し、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第2 この補助金は、実施要綱に基づく東京都養育家庭等自立援助事業を実施する養育家庭等を交付の対象とする。

### (補助金の交付方法)

第3 東京都は養育家庭等に対し、この事業の実施に係る経費について、次に定めるところにより補助する。

- (1) 実施要綱第4に定める援助内容を、対象児童に対し月2回以上行った場合に、当該月分の経費を補助対象とする。
- (2) 東京都知事は、報告書等の内容を審査し、適当と認めるときは、一月当たり一児童につき6,000円を交付する。

### (補助金の交付申請)

第4 この補助金の交付を受けようとする養育家庭等は、交付申請書（第1号様式）その他必要とする書類を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

### (補助金の交付決定)

第5 知事は、第4による交付申請があった事業について適当と認める場合は、第6の条件を付して補助金の交付を決定し、通知するものとする。

### (補助金の補助条件)

第6 東京都は、報告書の内容に疑義がある場合は、必要に応じて交付対象の養育家庭等及び対象児童に事実確認する。また、交付後に、当該養育家庭等が提出した報告書に偽りの内容が含まれ、交付対象に該当しないことが判明した場合、交付した補助金の返還を求めるとする。

### (実績報告)

第7 この補助金の交付を受けた養育家庭等は、毎年度末の状況について、事業実績報告書（第2号様式）及び養育家庭等自立援助事業実施報告書（第3号様式）その他必要とする書類を、別に定める期日までに知事に対し提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第8 知事は、第7の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第9 第8に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書(第4号様式)に必要とする書類を添付し、知事に請求するものとする。

(補助金の交付時期)

第10 知事は、第9による請求があったときは、当該請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。